

保護者様

令和 年 月 日

安中市立細野小学校
校長 伊藤公夫

学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが診断された疾病は、学校で予防すべき感染症に該当しますので学校保健安全法施行規則により出席停止となります。病気が治癒して登校する際には、治癒証明書を医師に記入していただき学校へ提出して下さい。

【感染症と出席停止の期間】

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ペスト、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1および新型インフルエンザは除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医様

お手数ですが、出席可能になりましたら下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

安中市立細野小学校長

----- きりとり -----

治癒証明書

安中市立細野小学校長 様

年 組 氏名

診断名

上記のものは、 月 日より出席停止になっていましたが、他に感染のおそれ
なくなりましたので、 月 日より出席可能です。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印